

航海灯への給電回路に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編

改正事項

航海灯への給電回路に関する事項

改正理由

最近, ある船舶において航海灯表示器の給電回路のヒューズが溶断し(断線状態), 航海灯が点灯しないとともに, これを知らせる警報が鳴らないという事象が報告された。これは, 当該給電回路において, 航海灯表示器から航海灯への給電回路及び警報装置への給電回路が共通のヒューズを経由した回路設計となっており, このヒューズが溶断したためである。

今般, 上記故障が要因となる事故を未然に防止するため, 各々の給電回路を独立した回路設計とするよう, IEC (International Electrotechnical Commission) 規格や日本工業規格を参考に関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 航海灯が故障により点灯しない場合には, 航海灯表示器上に可視可聴警報が発せられなければならない旨を規定した。
- (2) 警報装置は, 主電源及び非常電源(又は予備電源)から給電され, その給電回路は航海灯への給電回路から独立したものとしなければならない旨を規定した。